

組見本 (A5判縮小)

23 信託銀行が関与して、認知症で入院中の91歳の遺言者がした公正証書遺言について、遺言能力を有していたと認められず、無効とされた事例

(大阪高判平19・4・26判時1979・75)

○当事者

控訴人X₁、X₂: Aの後妻との間の長男、長女
被控訴人Y: Aの先妻との間の三男
関係者A: 被相続人(平16・4・13死亡)

争点

- ① 本件公正証書遺言作成時に、Aが遺言能力を有していたか。
- ② 本件公正証書遺言に方式違反があるか。

裁判所の認定した事実

平15・12・16	X ₁ が理事兼事務部長を勤める病院に、認知症が増悪傾向にあるとの主治医の判断によりAが入院(死亡する平成16年4月13日まで)。入院時の転倒転落アセスメント・スコアシートに、Aの認知力に関し、事故発生率が最悪評価の4点(90ないし100%)との記載あり。
平16・1・18	Yが見舞いに行った際、Aは寝たきりで、発語がなく会話ができず、これ以降Aとは意思疎通がほとんど取れなくなった。この前後から主治医はAの失見当識障害が増悪あるいは認知症が悪化したと判断。それ以前から、

裁判所の判断

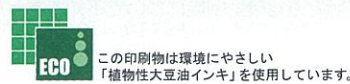
- ① 本件遺言当時、Aは91歳という高齢により衰弱している、認知症の症状が悪化し、かつ体調が悪化していたため、遺言をするに足る意思能力を有していなかったと認定が相当である。
- ② Aが本件遺言の趣旨を公証人に口授したり、公証人がみ聞かせた本件遺言の内容を理解して、筆記の正確なことを認することは、不可能であったことが認められ、本件遺言法969条を適用する前提を欠いており、方式違反があることは明らかである。

1 Aは、老人性痴呆と診断されて入院し、その後も度重なり、認知症薬の投与にもかかわらず痴呆症状を抑制し、酸素飽和度の低下等により体調も悪化させ、本件公正証書遺言も微熱があり、呼吸補助のために装着していた鼻カスラを、呼吸苦により酸素飽和度も90%未満に低下して、後には肺炎が悪化させて一時危篤状態に陥ったものだが、かかる状況につき何ら具体的な記憶を残さなかった。また、かかる状況からすれば、Aは本件遺言作

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2014.4) 507431



平16・2・21	Aが呼吸苦を訴え、酸素飽和度も低下し、前日からの発熱も上昇し、鼻カスラによる24時間態勢での酸素吸入を開始。 Aの先妻との間の次男が見舞いに行った際、Aは寝たきりで、点滴で栄養補給を行い、酸素補給をしており、目は開いていたが話すこともできず、反応は全くなかった。
平16・3・4	Aの体温が上昇し、酸素飽和度が低下して回復せず、呼吸苦と胸に雑音があり。 同日午後3時頃から、Aの病室において本件遺言を作成する手続が行われた。なお、遺言書案は信託銀行が作成し、証人2人も信託銀行社員。遺言は、8条と付言事項からなる26丁に及ぶもの。
平16・3・7	Yが見舞いに行った際、Aは、以前と同様、寝たきりで発語はなく、鼻カスラをつけて「はあはあ」と息苦しい様子。その後、Aは、酸素吸入量を増やすため、酸素マスクを着用するようになり、肺炎は悪化。
平16・4・13	間質性肺炎による呼吸不全により病院でAが死亡。

当事者の主張

○控訴人(X₁ら)の主張

- 1 本件公正証書の作成に立ち会った信託銀行社員、公証人及びX₁は、Aの応答、表情、病状に遺言能力に疑いを生じさせる事情がなかったため、作成状況につき具体的な記憶を残さなかったものであり、Aの遺言能力に問題はない。
信託銀行社員が遺言書作成前に5回にわたって昼に面会した時には、何ら異常行動はなく、十分な意思疎通ができた。
主治医の証言やカルテの記載等からすれば、本件遺言前後のAの

コメント

本件は、認知症に罹患した病後療養中の高齢者の遺言能力が問題となった事案である。第一審(神戸地裁平成18・10・18判時1979・79)では、Aの遺言能力に問題はないと判断し、遺言者の状態や病状や合理性や合理性において調の悪化と力を否定し、なお、公証人の状況について信用できるとして採用された。

36 遺言者の遺言能力を否定する医師の証言等を採用せず、遺言者は重度ないし高度の認知症ではなかったとして、自筆証書遺言における遺言能力が認められた事例
(東京地判平19・3・8(平15の15146))

○当事者

原告X₁、X₂: Aの兄、Aの姉
被告Y: Aの姪(Aの亡妻の子)

参考判例

事例にみる 遺言の効力

編集 大阪弁護士会 遺言・相続センター



- ◆ 遺言内容の解釈、遺言能力の有無、遺言の方式など「遺言の効力」をめぐる争われた裁判例を分類・整理し、実務に役立つ98の事例を紹介しています。
- ◆ 各事例では、【裁判所の認定した事実】を時系列の表でまとめるとともに、【当事者の主張】【裁判所の判断】により争点と結論を整理した上で、実務的観点からの【コメント】を付しています。
- ◆ コラムとして、実務上のアドバイスを随所に掲載しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>
 新日本法規Web で 検索
 E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

A5判・総頁504頁
 本体価格 4,700円+税
 送料実費

〔電子書籍版〕
 本体価格 3,300円+税

遺言書の作成にかかわる専門家必携の書!